

「清流の国ぎふ」PRのためのミナモを活用した広報戦略・情報発信業務に関する  
総合評価一般競争入札公告

「清流の国ぎふ」PRのためのミナモを活用した広報戦略・情報発信業務について、総合評価一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和4年3月3日

岐阜県知事 古田 肇

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

「清流の国ぎふ」PRのためのミナモを活用した広報戦略・情報発信業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 参加する業者に必要な資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載され、岐阜県内に本店又は支店、営業所を有している者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

ク 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札

参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。

コ 労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務のない者は除く）。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

住 所 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

部 署 岐阜県清流の国推進部地域振興課 地域プロモーション係

連絡先 電 話：058-272-8197

F A X：058-278-3530

Eメール：c11143@pref.gifu.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

##### ア 交付期間

令和4年3月3日（木）から令和4年3月11日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

3の（1）に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の（1）まで申し出ること。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の（1）まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和4年3月11日（金）午後5時（必着）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和4年3月17日（木）までに通知する。

#### (4) 入札の日時及び場所

##### ア 日時

令和4年3月25日（金） 9時30分

##### イ 場所

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁議会東棟3階 執行部控室

#### (5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（4）のイの場所において行う。

#### (6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

#### (7) 入札方法等に関する事項

##### ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 総合評価のための提案書

落札者の決定は、総合評価一般競争入札をもって行うので、入札書とともに総合評価のための提案書（以下「提案書」という。）を提出すること。

エ 落札者の決定方法

(ア) 落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で入札した者であって、提案書の内容が仕様書の要求要件をすべて満たしていなければならない。

(イ) 落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(ウ) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。

$$\text{価格点} = 500 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格}))$$

(エ) 3の(7)のエの(イ)(ウ)により算出された、加点及び価格点の合計点数(以下「評価数値」という。)が最も高いものを落札者とする。

(オ) 評価数値が最も高いものが2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(カ) 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としない。

(キ) 提案内容の審査にあたっては、下記日時及び場所においてプレゼンテーションを実施する。なお、詳細については、3の(4)による入札後、3の(7)のエの(ア)を満たす者に対して示す。

I 日時 令和4年3月29日(火) 午後

※時間は入札参加者にそれぞれ通知します。

II 場所 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁議会東棟2階 第2面会室

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

カ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、令和4年度予算の議決が得られなかった場合には入札の執行を取り止めることがある。

なお、入札、開札の中止、取り止めに伴い事業者に損害が生じた場合にあっては、県は一切負担しない。

キ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。